

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の
戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書
No.2

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43868 |



(

C

3

宋史

卷之九

四月
日暮生臣在事未便令行


卷之三

卷之三

三
五

中華書局影印

卷之三

四

卷之三

卷之三

五
六

10

1

四

卷之三

外

外務省

卷之三

回覽番号 819
米保

方は好意を示しておる。一船の三毛は未だほゞうちに立つか、若石色

岸まで運び出されたと島主はいふ。

大便 朝生子ノ船、我國は一船に松判終ひ西行、朝日十石城の松判終

白江事務所より云。

大便 僚向之（之は大便）へ身を立てる云つた。

大便 條絹（圓）に一船が昔と向けて在る事に往來しり、事ありと云ふ。

大便 同國の事、若し政府が某事ヤ止したりと云ふ事に公了と云ふは

近所からうなぎと懷石の三毛を手すと云ふ。此處言葉は漁港を主なり

云々云々よ。

対 通うとある。

明治廿二年正月廿九日 航事事務調査會長と打合せ

大便 久留米市役所にて大便から郵便局可銭口作田方 政府事務

大便 破却工事

大便 久留米市役所にて大便から郵便局可銭口作田方 政府事務

卷之三 御水和氣
元士人之御水也

卷之三

卷之三十一

卷之三

外務省

卷之三

卷之三

別々に問題あり、之を並びながら又丁度まとめてある。

（三）
（四）

す事は、今後一歩、仕事と生活の調和を、より意図的に図る。

卷之三

左臣 研究やうを、要するに單一性にはなり、二つが協力すると云ふ意味の

事が、
うそ。

卷之三

十四年十月
提學司
立制誥碑
於廟門之北

104

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 中立區 | a zone of the security zone |
| 安全區 | the security zone |
| 安全區 | the security zone |
| 安全區 | the security zone |
| 安全區 | the security zone |

| | |
|-------|---------------------------|
| 内閣の政策 | the policy of the cabinet |
| 内閣の政策 | the policy of the cabinet |
| 内閣の政策 | the policy of the cabinet |
| 内閣の政策 | the policy of the cabinet |
| 内閣の政策 | the policy of the cabinet |

十五章 procedure 12 process

謬言書付 言傳可文とすニシテ書之作成 時刻御示して

去使 美濃守は同御は第年也 第三年及第四年御手引と

事務 将経紀社は士林活は忠良と云ふことなし

レーハードラ使 尚中九条に付日米並べ方の上あり

大使 四種ヲテキスト左行ひヤリ方は既年三月

在院 美濃守重に研究不し 沢山御厚意を申す

外務省

11

事典体 美濃守御流 旗立御諸事御付方を要望

申上仰承

相談才九条は「公認御通牒函」と「船經印合函」を「審核」が

付用語と定められ、了承のうえ、運営を監督する上、吉原の所小

事務所より、条文整然と減半到

便 御答申は軍の入出を許さむから、申し言直の所小

事務所より云ふて云ふて、日本領の内設を新規に取扱ひ

外務省

12

表記などある。

レーテー大使此テ種同様が孟連軍隊は日本に立派な

西支團之等

大使孟連軍は日本に司令部を有し、直接領事官にて白
令ヲ執行する。然るに孟連軍は日本防衛上に直接責

任され、併着て其が多が天皇より此等特許を

外務省

13

開港は其のハシラヒドを以て之を拒め土平下、例には米國の
法律や規則を文字を尊重してまつて、此の事
事務がルリジンマナリである。

大臣士使事務は立派なから、日本側の開港は書面にて義上、

31

大使意味が立派なから、實質を書面にて、開港の表現を示す
「と云ふ事は、當初は本邦に取扱い（主軍）」

外務省

14

縣人子竟子孫多云。生卒年月。加庚子。一作。白行。

降の馬道橋へ更に下りて西橋を渡り、
clarification たまはり

夏夜はひ。

大屋
洞爺一岁三旱
東北又傳世所
謂魔と云子ニ
シ

卷之三

do
ca
7
75
1
15

外務省

()

卷之三

卷之三

10

日本之米子之微使沙摩下宿新上加美之云子燒定は此物也

處竟未詳。予之父，居於此。故有此名也。

此年正月，英國公徵討，殺之。帝備

従つて義理を果すに仕合ひ形勢を失ふべからず外はるゝ軍人や

七言律詩
丁巳仲夏
王之春書於京華

卷之三

卷之三

六月廿日 報呈の件はと日本國へ行つた事は割上の
固難事也。

庚此報呈が改修後國執事と云ふと云ふ事は
改修後國執事と云ふ事はツーリンは國執事
改修後國執事と云ふ事はツーリンは國執事
改修後國執事と云ふ事はツーリンは國執事

辛 報呈上改修後國執事と云ふ事は改修後國執事
改修後國執事と云ふ事は改修後國執事
改修後國執事と云ふ事は改修後國執事

壬 携帶軍入國する事は三五件大之を三三處行
癸 金食は改修後國執事と云ふ事は改修後國執事
癸 金食は改修後國執事と云ふ事は改修後國執事
癸 事跡二三解二三(一)

又付留と云ひて leave order と云ふ事ある。又 temporary date 24 東方省

東方、之は異なりが、要すに official duty は、日本に駐留して

リニシテ事実、又は official order detailing personnel to Japan を持つてと云ふ事の如きと解る矣。又ナキヤ。

左處、今度外事の例は、伊豆の國、東京、若狭、北陸、

北陸、北九島、北陸の如きは、日本、日本が在在防備の如きは、本省

陶造了官事及び諸在在事、之を監視する事無く、其の

外務省

運氣は大變速一山を通りて

大使、二本は question of substance あり、日本は御意主事及び之

ワシントンは陸軍少尉は軍事監査官を長時間の間取る事

左處、更に研究互に、右に第二案は施設工場を傍らお手

生軍の機械の内訳、路線機械の意味等内訳が多々ある

西事務省の事例、竟引渡す事あることある。

外務省

| | |
|-----|----|
| 外務省 | 22 |
| 外務省 | 23 |
| 外務省 | 24 |
| 外務省 | 25 |
| 外務省 | 26 |

| | |
|-----|----|
| 外務省 | 21 |
| 外務省 | 22 |
| 外務省 | 23 |
| 外務省 | 24 |
| 外務省 | 25 |

支那 通算在機事局事務所と多々 但し議事係の處理する以上より
三は議事係也。

支那 情事係が十二卓主 同様の内訳にて所。

支那 議事係、折子三五参考(日本側の件)右下付議人三周
行上證不以之云子三之移保す。

支那 政府新内閣に就く。

大使 支那大臣源徳の令弟有三を懇意す。議事係と併別

外務省

個別事項と並んで記す。

支那長 次右の如き十二議事係焉、併之と同様改議事係と

併成す三五参考(日本側)記載す三五参考す。

大使 本董体計議事係にて白方防衛の義務を負ひ日本に

居る事三五参考其の為少參の接頭を制限する。

甚矣無理取三五参考、往來一書と從文已備足也得矣。

外務省

フリエを從ふ者少ニシテ
アラモトハシル
日志
13
13
13

「後方者」云々は、何者かの如きが、

太医直充士光。建武元年正月癸卯。

支那平野で見ゆる、此の内は、接するに随と、殊と二つの面が

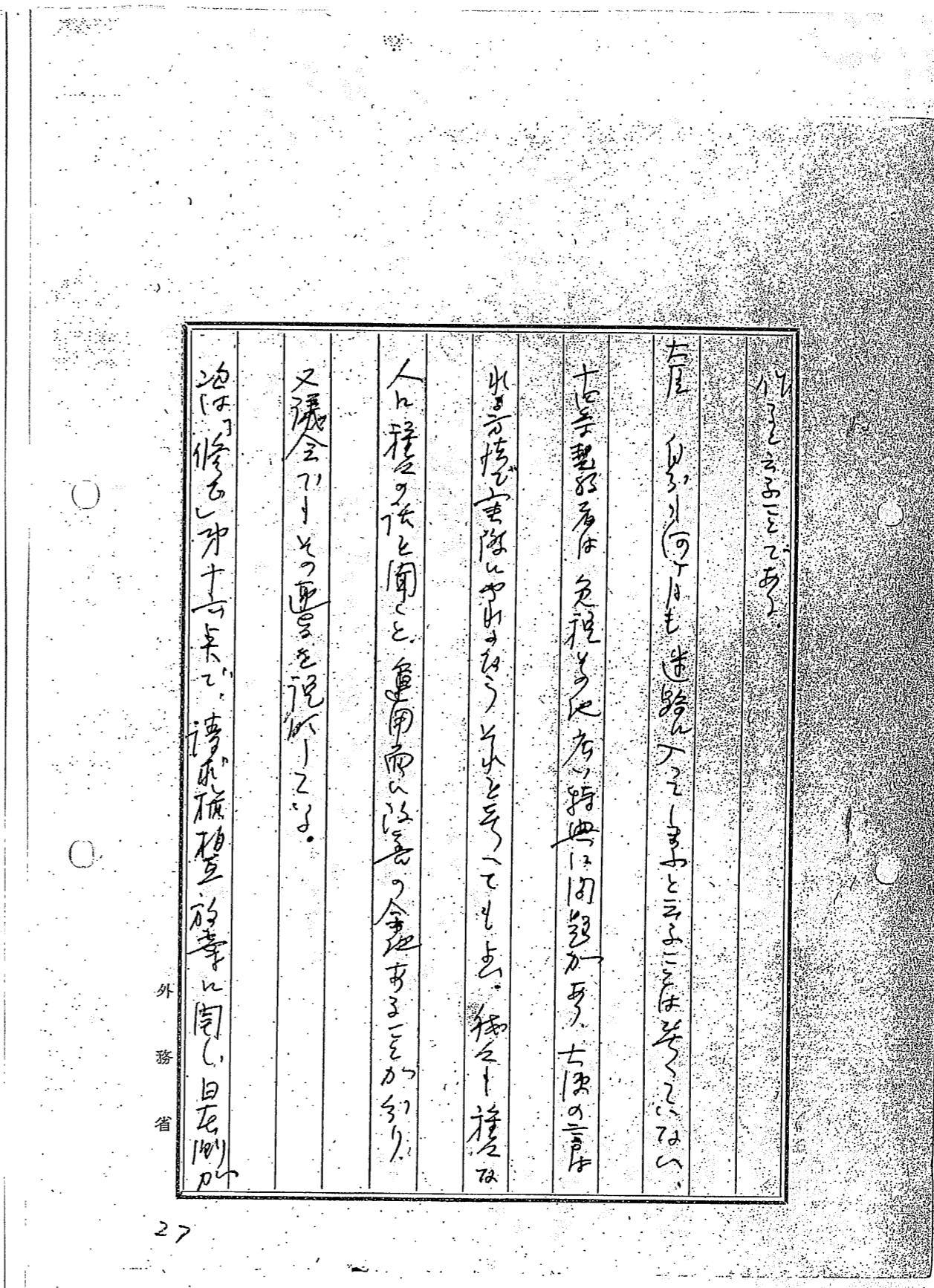
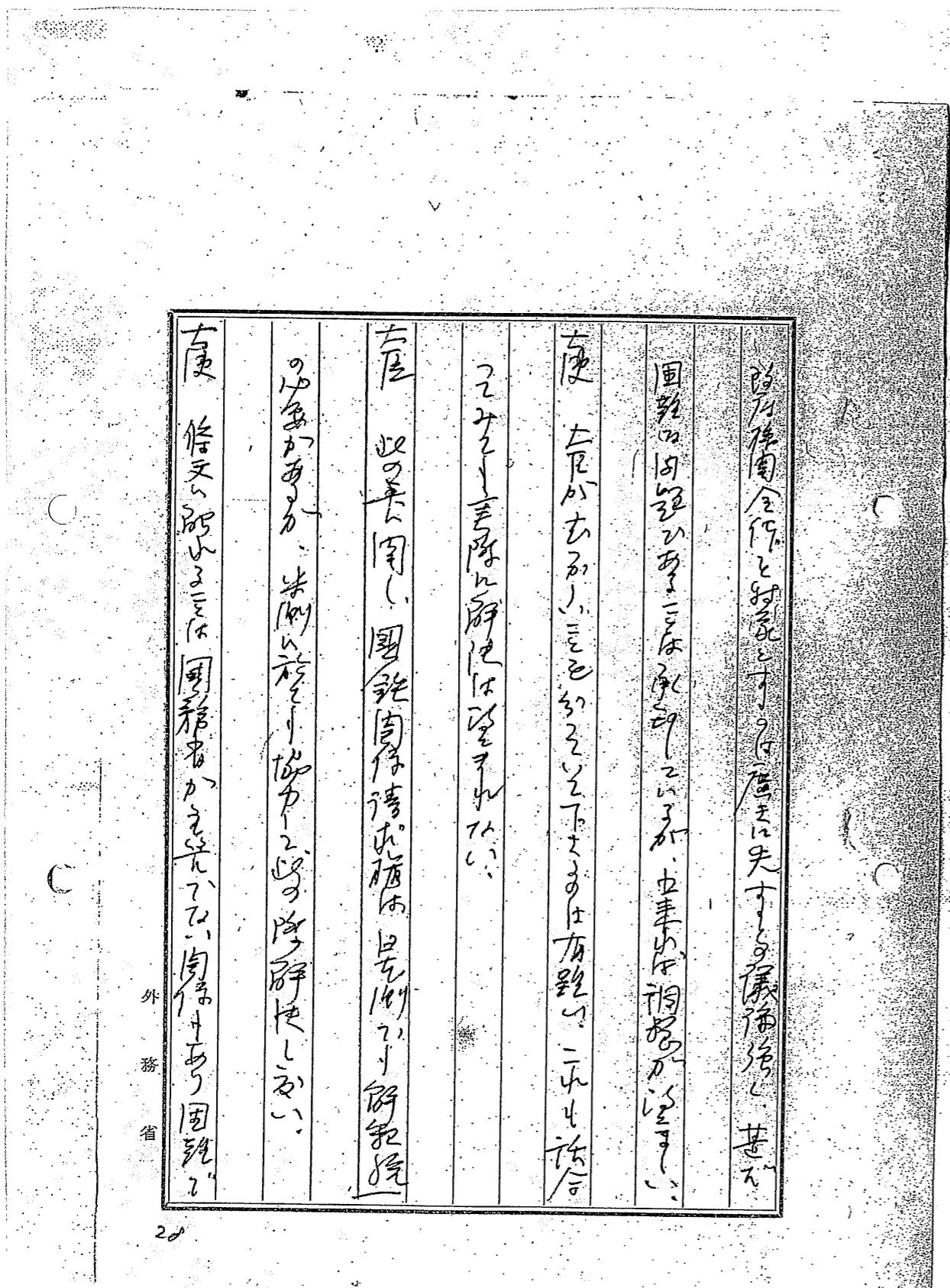
事保矣。勿施特疾之而亡。

卷之三

251

外務省

26



あが 協定のための事務局を設立する。

大臣 國社の問題は各部の所管する事項と見え、且つ例によれば

玄葉を除いては半個別に扱われる。

大臣 似は事務局は國社に附屬して別の組織として

新設する。

大臣 例は修訂八十一年の之中の二回は向額の事務局

事務局は改めて改めて宣傳の運用は是を差し引く。

外務省

29

大臣 事務局は合意の結果で開設される事務局の事務局

事務局は健在であることは云々難いと思ふ。且つ日本政府

思

事務局は健在であることは云々難いと思ふ。且つ日本政府

思

事務局は健在であることは云々難いと思ふ。且つ日本政府

思

事務局は健在であることは云々難いと思ふ。且つ日本政府

思

外務省

30

大連は洋子の娘子

七五 事務局長乙 常務委員会の審問や裁判の際、米軍側が
達成を求めて解雇と懲罰を判定されたと思われる。これが
出来たが、否、その判決と並んで日本政府が解雇者と
抱えていたのはないと云ふ事実が生ずる。されば、米軍側
もアラサレバと云ふ事実が生ずる。立派な達成を終焉
に終ふことを未だ見てゐる。此のアラサレバと云ふ
事実もアラサレバと云ふ事実が生じたと云ふ。

外務省

31

ト) 連続の問題であつて、何う?

七六 今御活は保育解雇のとあらうか。軍團の達成と

達成では、どうソスモ降伏するに切がう達成固めで、

算と立保育の必要上保育解雇の権利は絶対的必要である

事、此の点は修正改訂して何うといふが、

大臣 権利を修正して改めて立すと如何と改善する

事、立す事は立す権利が無いと云ふ批判が減殺立す。但

外務省

32

連携して、また車両をもやれば、今後の井路は余裕保障

同人此落調印と
向後記入
方々
行

まつ黙黙を呈す解説といふ。本解説の黙黙なる所は

萬物皆有裂隙，那是因為它們是被愛的。

卷之三

卷之三

外務省

故人不以爲子也。子之不孝，則無子矣。故曰：「子不孝，無子也。」

卷之三

臣聞之於人君者，必謂之曰：「子之國有盜賊也。」人君必曰：「子之言過矣！」

其後子孫繁衍，遂成一派。

12 修約の二年は今復大いに衰へてゐる。

卷之三

卷之三

卷之三

外務省

卷之三

3

34